

議案第45号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例並びに三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市民病院事業使用料及び手数料条例並びに三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年3月26日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例並びに三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例

(三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 三田市民病院事業使用料及び手数料条例(昭和47年三田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「診療報酬の算定方法(平成22年厚生労働省告示第69号)」を「健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項及び第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法(以下「診療報酬の算定方法」という。)」に改める。

(三田市休日応急診療センター条例の一部改正)

第2条 三田市休日応急診療センター条例(平成21年三田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「診療報酬の算定方法(平成22年厚生労働省告示第69号)」を「健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法(以下「診療報酬の算定方法」という。)」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。